

# 【重要】名義変更期限に関する統一ルールの変更

9月より下記の通り名義変更期限に関する統一ルールが変更されました。

<p><b>別表Ⅳ ペナルティー裁定基準</b></p> <p>①オークション開催日の翌月末日、または出品申込者に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合</p> <p>名変通知期限より</p> <p>1～7日遅延 : ペナルティー1万円</p> <p>8～14日遅延 : ペナルティー2万円</p> <p>15～21日遅延: ペナルティー3万円</p> <p>以降、上記計算方法により1万円を加算</p>	<p><b>別表Ⅳ ペナルティー裁定基準</b></p> <p>①オークション開催日の翌月末日、または出品申込者に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合</p> <p>名義変更期限より</p> <p>1～7日遅延 : ペナルティー1万円</p> <p>8～14日遅延 : ペナルティー2万円</p> <p>15～21日遅延: ペナルティー3万円</p> <p>以降、上記計算方法により1万円を加算</p>
<p><b>削除</b></p> <p>↙</p> <p>↘</p>	<p><b>別表Ⅳ ペナルティー裁定基準</b></p> <p>②オークション開催日の翌々月5日までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合</p> <p>ペナルティー1万円</p>

<変更点の補足>

名義変更期限の期日は**”名義変更完了証明（名変コピー）の提出期限”**となります。

従来の**”5日間の提出猶予”**は撤廃されました。

名義変更期限までに名変完了証明がFAX等で商組に到着していない場合は**全てペナルティの対象**となりますのでご注意ください。

なお、名義変更期限の期日が休業日の場合は**前営業日の17時まで**を提出期限とします。

<名義変更期限の出品申込書記載について>

記載の名変期限は、**開催日より20日以上（書類到着日より20日以上）あること**とします。

なお、**20日で書類期限を入れる場合は、開催当日に書類を提出する必要があります。**

落札店は記載の名義変更期日までに、名変完了証明を商組に提出しなくてはなりません。

<例>

■改正前 2024年8月31日まで

開催日	名変期限	完了証明提出期限	備考
8月7日	9月30日	10月5日	期日翌月の5日間猶予あり
8月7日	9月5日	10月5日	期日翌月の5日間猶予あり

出品申込書に名義変更期限があった場合、その日までに名変をした完了証明の提出は翌月5日間の猶予あり。



■改正後 2024年9月1日から

開催	名変期限	完了証明提出期限	備考
9月4日	10月31日	10月31日	猶予なし
9月4日	9月27日	9月27日	猶予なし

出品票に名変期限の記載がない場合は、翌月末までに名変をし完了証明を提出。

出品票に名変期限の記載がある場合は、その期日までに名変をし完了証明を提出。